

## 13 動物生態調査用遠隔測定発信器に係る火薬類取締法の規制緩和

提出先 経済産業省

### 【提案項目】

ニホンザルやニホンジカ、ツキノワグマ等の山間部で生息する野生動物の探査・調査と被害防除対策を適切に実施するため、火工品に分類される動物生態調査用遠隔測定発信器について次の措置を講じること。

- 1 火薬類取締法第17条「譲渡又は譲受の許可」の見直し  
火薬類取締法第17条の「譲渡又は譲受の許可」について、動物生態調査用遠隔測定発信器を許可行為の適用除外とすること。
- 2 火薬類取締法施行規則第56条の3の3「発信器の消費の技術基準」の見直し  
火薬類取締法施行規則第56条の3の3の「発信器の消費の技術的基準」について、当該発信器の特性と使用実態を踏まえて、現実に即したものとすること。

### 【提案理由等】

- 1 野生動物調査用に用いられる首輪型の遠隔測定発信器（以下、法令上の略称を用いて「発信器」という。）には、首輪を首から取り外す仕組みとして、火薬類が用いられることがあることが、平成24年度の経済産業省の調査により判明し、火薬を使用した「発信器」は、火工品として取り扱われることとなった。

野生動物による農林水産・人身・生活被害が社会問題化するなど、野生動物生態調査の重要性が増していることや「発信器」の使用実態を踏まえ、火薬量などの一定の制限下で、火薬庫外貯蔵及び無許可使用を認める省令改正が行われたが、火薬類取締法第17条の「譲渡又は譲受」の規定による許可行為は、そのままとなったため、同許可申請には、譲受期間が1年を超えないこと、貯蔵または保管場所、消費場所、日時を定める必要がある。

「発信器」は、野生動物を生体捕獲して装着した上で放獣し、定期的に追跡して、測位された情報をリモート回収したり、「発信器」を脱落させて回収する形で使用される。「発信器」を装着後、2年から3年間装着を要する調査も多い。

このため、譲受時に装着するまでの期間を適切に想定すること、装着後の消費場所や保管場所を設定することは困難である。また、消費（脱落）までの期間が1年を超過する場合も想定され、何度も変更許可申請が必要となるなど、許可手続きの煩雑化も予想される。

以上を踏まえ、「発信器」が一定条件下で無許可消費として位置付けられたことを勘案して、鳥獣保護管理計画等法定計画に基づく消費については、無許可譲渡、又は、譲受に位置付けることが必要である。

- 2 火薬類取締法施行規則第56条の3の3第4号には、「動物に取り付けた発信器の位置を常に確認すること。」、同条第8号には、「動物に取り付けた発信器が点火後発火しないときは、速やかに当該発信器を回収し、～に返納すること。」と規定されている。

「発信器」が装着されるのは、個体が発見できなくても、発信される電波を探査することにより、位置（範囲）が特定できるためである。しかし、動物の探査を、常時行うことはせず、通常は、一定の間隔を置いて定期的に行って、その時点の位置を特定することによって動物の行動を把握している。

また、「発信器」に火薬が使用される背景には、再捕獲による回収が大変困難という実態がある。「発信器」の脱落は、タイマーや遠隔操作で「発信器」に脱落信号を送り、火薬を点火し、脱落ピンを作動させて行われる。その後「発信器」から発せられる電波を頼りに発信器を回収する。回収した「発信器」は電池交換などをして再利用することが多いが、火工品に分類される脱落装置は、1回限りしか使用できない。

このような装着後の使用実態を踏まえると、動物への装着前は現基準は遵守できるが、装着後に係る規定（第4号、第8号）は、技術的に極めて困難であるため、現実に即した内容への改定が必要である。